

2020 年度 父母と教職員の会 学生生活援助金募集要項

学生生活援助金は、文教大学の関係団体である父母と教職員の会が行う援助制度で、経済的な理由等によって、勉学を続けることが著しく困難になった学生に対し、在学中に一度のみ援助金を支給するものです。

父母と教職員の会の委嘱を受け、大学が募集から選考までを行います。

1. 対象者

次の（１）、（２）のいずれも満たす者

- （１）父母と教職員の会の正会員の子等で、正会員または保証人の死亡、傷病、失業、罹災等の突発的な事由により学生生活を維持することが困難となった学生
- （２）出願年度の４月３０日または事由発生時の前日までに該当年度の会費を納入した正会員の子等である学生

2. 支給額

75,000 円（一括支給）

3. 出願方法

出願事由が発生し次第、速やかに出願書類を各校舎の受付窓口（越谷校舎：学生課、湘南校舎：教育支援課）にレターパックを利用して郵送で提出する。

越谷校舎所属学生	湘南校舎所属学生
〒343-8811 埼玉県越谷市南荻島 3337 文教大学学生課 文教大学生生活援助金係	〒325-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷 1100 文教大学教育支援課 文教大学生生活援助金係

4. 出願資格

次の（１）～（３）のすべての要件を満たし、基準日以降に学生生活を継続することが著しく困難になった者。

- （１）2020 年 1 月 1 日以降における主たる家計支持者において、次のいずれかの事由により、収入が減少または支出が増加した者
 - ・死亡【基準日：死亡日】
 - ・失職・退職（自己都合は除く）【基準日：退職日】
 - ・経営する会社（あるいは勤務先）が倒産【基準日：倒産日】
 - ・経営不振【基準日：収入が減った月】
 - ・離別【基準日：離別日】
 - ・病気、ケガ【基準日：診断日】
 - ・住居の全壊（焼）・半壊（焼）【基準：罹災日】
 - ・破産【基準日：破産の手續開始日】
- （２）以下の家計基準を満たしている者
 - ①収入が減少した場合
家計支持者（原則として父母、またはこれに代わる者）の収入の合計が、家計急変前から 2 割以上減少した。
 - ②支出が増加した場合
家計急変による支出増加分が、家計急変前の収入の 2 割以上にあたる。
- （３）標準修得単位数（下表参照）を満たしており、今後も大学の勉学を継続する意思を持つ者

【教育学部（2020 年度以降入学生）・人間科学部・文・情報学部・国際学部・経営学部】

セメスター	1	2	3	4	5	6	7
修得単位数	16 単位	32 単位	48 単位	64 単位	80 単位	96 単位	112 単位

【教育学部（2019 年度以前入学生）・健康栄養学部】

セメスター	1	2	3	4	5	6	7
修得単位数	17 単位	34 単位	51 単位	68 単位	85 単位	102 単位	119 単位

※出願時の前セメスターまでに修得が必要な単位数です。

※大学院、専攻科生については受付窓口で確認してください。

注) 上記記載に関わらず、大学及び父母と教職員の会が「学生生活を継続することが著しく困難になった」と認めた場合には出願を認める場合があります。

5. 支給方法
父母と教職員の会から現金支給

6. 出願書類
下記の①～④をすべて揃えて提出してください。

N0	提出書類	備考
①	生活援助金 願書 原本	・ 押印はシャチハタ等スタンプ印不可。該当の人物はそれぞれ別の印鑑を使用。 ・ 保証人の署名・押印以外の項目は、すべて出願する学生本人が、消えないペンで記入すること。
②	所得証明書（父母両方） コピー可	市区町村役所で発行
③	出願時点の年収（見込み）を証明するもの（父母両方） コピー可	家計急変後の収入状況（見込み）を示す書類が必要 【例】遺族年金の受給額がわかるもの、雇用保険受給金額がわかるもの、休職手当額がわかるもの、疾病手当額がわかるもの、現勤務先の直近の給与明細、勤務先発行の年収見込がわかるものなど
④	家計急変を証明する書類（下記ア～クのうち、該当するもの）。 コピー可	
	ア) 主たる家計支持者が死亡	死亡診断書、埋葬許可証など
	イ) 主たる家計支持者が失職・退職（自己都合は除く）	解雇通知、退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など、離職年月日と自己都合でない失業の事実（「倒産」「解雇」等）が判断できるもの
	ウ) 主たる家計支持者の経営する会社（あるいは勤務先）倒産	廃業証明書（廃業届の写し）、取締役会議事録など
	エ) 主たる家計支持者が経営不振	出納帳簿のコピーなど
	オ) 主たる家計支持者が病気、ケガ	医師の診断書や治療計画書（今後も継続して費用がかかるか）、入院・通院治療代・薬代等の領収書（患者氏名、年月日が分かるもの）
	カ) 主たる家計支持者が離別	戸籍謄本、離婚受理証明書、離婚届記載事項証明書、失踪届、健康保険証（学生名）※健康保険証 1 点のみは不可
	キ) 主たる家計支持者の自宅住居が全壊（焼）・半壊（焼）	罹災証明書
	ク) 主たる家計支持者が破産	破産手続開始決定の通知書など

※上記の書類に加え、事実関係を明らかにするための書類の提出を求める場合があります。

7. 選考方法
書類選考（面接を行う場合もある）

8. 特記事項
・ 出願資格に該当している場合であっても、出願者全員が採用されるわけではありません。
・ 採否の理由についてはお答えできません。

以上